

平成19年度第2回宮城大学法人化推進会議 会議要旨

- 1 日 時 平成19年7月12日(木) 14:30~17:30
- 2 場 所 宮城県庁行政庁舎14階 出納局会議室
- 3 出席者 池戸委員, 岡部委員, 白石委員, 千葉委員, 馬渡委員, 三浦委員, 村上委員, 山田委員(50音順)
- 4 会議の内容

総務部長挨拶要旨

本日は、お忙しいところお集まりいただきありがとうございます。

さきごろ新聞報道にもありましたとおり、国の経済政策・財政政策の柱となる、いわゆる「骨太の方針」が6月19日に閣議決定されました。この中には、国の今後を左右する様々なことが盛り込まれており、当会議に関係のあるものといえます。また、「教育の問題」や「大学改革」があげられ、学校教育法など教育改革関連3法案の成立とあわせて、教育に対する社会・県民の関心は今後ますます高まりを見せていくことになるでしょう。その一方で、教育の現場においては、社会の変化に即した迅速かつ適切な対応が求められてくると感じているところでございます。

さて、本推進会議につきましては、前回5月31日に「法人の定款規定事項」ということで「理事長と学長の関係」や「法人の役員」について御審議をいただいたところでございます。本日は、「法人の役員」に関して継続審議となっております「理事の定数や担当職務」のほか、「理事会」「審議会」など、法人の定款の骨子となる部分につきまして御審議をお願いすることになっております。

また、この度7月1日付けで宮城大学の副学長として白石副学長が御就任されました。教育に関して造詣の深い方が副学長になられたということで、私どもとしましても大変心強く感じているところであり、宮城大学のために御尽力いただければと考えております。

本日は次第にありますとおり、議事が多岐にわたっております。議長として円滑な進行に努めて参りたいと考えておりますので、皆さんの御協力をお願いいたしますとともに、よりよい法人化に向けた活発な御審議をいただければ幸いに存じます。本日もよろしく御願いたします。

報告事項

平成19年度第1回法人化推進会議 会議要旨について

事務局から報告資料1に基づき、「第1回法人化推進会議」で協議した項目及び決定事項等を報告した。

協議事項及び発言要旨

役員について(継続検討事項)

組織・運営専門部会の部会長から資料1及び2に基づき、「定款記載事項に関する主な検討

項目」及び「役員に関する主な検討項目」について説明した。

(議長)

部会長から「役員」に関して、前回からの継続検討事項となっております「理事の定数や担当職務」「役員の学外者の参画の有無」「理事の常勤・非常勤の別」「最初の学長の任期」について説明がありました。

はじめに、「理事の定数や担当職務」について御意見・御質問はございませんか。

(委員)

定数については、5つくらいが良いかなと思います。教育と研究は、相当議論が集中しているので分けるべきだと思います。「総務」は人事・労務を中心としたものと見受けられますので、法人化に当たって自主・自律的な運営の観点から「総務」「財務・経営」は教育・研究とは別に是非とも必要です。結果的には、部会から提案のある5つくらいでカバーできますし、むしろこれがないと出来ないと考えます。ただし、名称の問題や、職務を定款に記載するかということ、定款には、定数何人以内としておくことで良いと思います。

(委員)

担当分野については、前回の推進会議でも5つくらいと出ておりました、それに準じた形で検討がなされていると思います。前回の議論では、総務・企画は副理事長が担うという認識がありまして、理事を4人くらいと考えていましたが、副理事長が無人称、総括的に担当を持たないで良いとなれば、自ずと理事は5人必要だろうと思います。「学長=理事長」となりますので、それを補佐する副理事長が担当を持ってしまうと難しい面もあると思いますが、実際に運営される大学がどのように考えられるかが大事だと思います。

(委員)

定款は簡単に改正できるものではないので、定数には多少の遊びが必要だと思います。当面は副理事長が総務・企画を兼務しても良いと思っていますが、その辺の設計はあんまりきっちりするのもどうかと感じています。非常勤の方にどういう役割を与えるかということにも関わってくると思います。

(議長)

定数には少し遊びがあっても良いのではということで、実際に運営をやっていく中でという御意見がありました。非常勤の方が入ってきますと、そこにどういう役割を与えるのかという兼ね合いもあります。また、副理事長は無人称なのか、簡単な役割を持つのかもあわせて担当が固まってくるのかなと思います。

(委員)

部会で検討した学外者のイメージからは、「教育・学生支援」や「研究・地域連携」は大学の毎日の業務に関わってくるものですから、この部分を非常勤の方や学外の方が行うということは現実的ではない感じがします。財務や渉外関係を経験のある方が担当されることは可能と考えられ、非常勤とすれば、「財務・経営」が専門性の観点からも一番考えられると思います。また、「法務」が入るのは異質な感じがしておりまして、一般的には、労務とも関連してきますので総務関係で担当するものと思います。どのような「法務」を想定されているかにもよりますが。

(部会長)

「法務」につきましては、大学内部で、例えば具体的には実験安全管理や倫理指針など、学外にはない規程やコンプライアンスについてであり、人事・労務とは異質な部分の「法務」を念頭に置いています。

(委員)

大学では、法務関係として顧問弁護士を頼む想定はありますか。

(委員)

現在でも懲戒審査等の関係で弁護士をお願いしていますが、法人化すれば業務全般に関わる顧問弁護士が必要になると思います。「法務」については、学部も含めた学内の規程等につ

いてチェックする点からも必要です。「法務」は「総務」に入れて、「総務」は人事・労務の名称の方が良いとは思いますが、これは名称の問題ですね。

(議長)

副理事長の役割の有無を含めて色々と御意見がございましたので、専門部会でももう少し検討いただければと思います。ただし、「法務」の位置づけは別として、定数はおおむね5つぐらいの職務ではないかと思えます。そのうち、「教育・学生支援」、「研究・地域貢献」については学内の先生方にやってもらうしかなく、それ以外の部分は非常勤を含めた学外の方にやっていただくことも考えられるということでした。

(部会長)

非常勤役員については、常勤に近い勤務形態を持つ適任者をどういう形で入れるかによって、副理事長が担当を持たずに学長の補佐に専念するスタイルにもなり得るわけで、これが定数にも関わってくるかと思えます。

(議長)

非常勤の方がどういった分野で活躍されているか、副理事長について、無人称でいくか担当を持つかについては、もう少し詰めていただいて結論を出すべきではないかと思えます。

(委員)

定数については、他県の事例を見ても4人～8人程度であり、人数的には同じような相場になっています。この場では、理事5人以内というのは決めていただいて、副理事長に担当を持たせるかどうかについては、これから検討していくことで良いのではないのでしょうか。

(委員)

担当を5つぐらいにすることについてはみなさん異論のないことだと思いますので、副理事長の担当の有無の議論はあるとしても、理事は5人以内というのは決定されても良いのではないかと思えます。

(委員)

今の結論でよろしいと思えます。副理事長については学長が決めることですので、学長が決まってからどの担当にするのかを決めることは良いと思えますが、今の時点ではあまり決めない方が、学長が選ばれた後に可能性が広がると思えます。

(議長)

それでは、理事の定数については5人以内とします。副理事長を無人称とするかは、理事長の判断ということにします。

次に、学外者の参画についてはいかがでしょうか。

(委員)

学外者の定義はどのようになるのでしょうか。

(事務局)

資料5頁の定款記載例の「役員の任期」を見ていただきますと、最初の任命の際に現に法人の役員又は職員である者は本来いないのですが、移行型ですから法人に移行する時点で、元々大学にいた方、外から来た方ということで学内、学外を分けるという解釈にしたいとは思っています。専門部会でも、例えば県から行った副学長で、法人化後に役員となった方を学外者とするのかという議論になりましたが、その判断基準はまだ出来ていません。現時点では学外者として捉えています。法人化された時点で引き続き役員になれる方は学内者と捉えることができるという考えもありまして、これについては検討・整理をし、対外的な説明ができる状態にしたいと考えております。

(委員)

法人化の時点では別問題ではないのですか。法人化されてからの任用についての議論だと思っていました。

(事務局)

議会など対外的に説明する場合に、こういう理由で学内者・学外者に分けていることの説明ができるような検討をしていかなければなりません。

(委員)

基本的には、身分が切り替わった人は学内者、それ以外は学外者というイメージになるのではないですか。

(事務局)

そういうイメージになると思います。ただし、先生方からすれば、県から行った人は全て学外者という捉え方も出来ないわけではないということです。対外的に説明できる形を専門部会で検討してきたいと思います。

(議長)

学外者の定義の問題はありますが、副理事長又は理事に最低1人は学外者を入れるということで整理したいと思います。理事のうちどなたかは非常勤を入れるということですか。

(事務局)

本来的には常勤が好ましいですが、報酬だけは非常勤待遇でも常勤に近い勤務形態を想定しており、非常勤を必ず入れなければならないという意味ではありません。非常勤だからといって、単に理事会に出席するというだけでないということです。先行法人の例では、3年間で6回ぐらいしか出席しない非常勤理事の方がいて、出席数から見ると1回あたりの報酬額がかなり高くなるということで、議会で批判されたことが新聞に出ておりました。専門部会でも、そうしたことにならないようにとの話が出ました。

(議長)

理事によっては非常勤の勤務もありえるということで、希望としては限りなく常勤に近い形とするということですね。

(委員)

常勤・非常勤の別は定款に記載する事項ですか。

(事務局)

定款には記載しません。

(委員)

専門部会では、5人の理事は常勤対応が必要で、非常勤であっても常勤にほぼ近い人じゃないと無理ではないかということになりました。そういう人が実際にいるかどうかは別として、そうした可能性だけは入れておいた方が良いということでした。特命事項については内容によっても変わってくるものと思われ、他県の事例をみても非常勤理事は特命事項が多くなっています。

(委員)

週1回2時間だけ勤務してもらえれば良いという訳ではないということですね。

(議長)

それでは、御議論いただいた「役員」の件につきましては、『理事の定数は5人以内』、『理事は担当制を基本とし、「法務」の位置づけは検討が必要であるものの、おおよそのイメージは資料にある～までとする』、『副理事長又は理事のうち1人は学外の方に入っていていただく』、『理事は、場合によっては非常勤的な形で勤務していただくことも可能』ということで整理させていただきます。この件については、これによろしいでしょうか。

(委員一同)

異議なし。

(議長)

次に、最初の学長の任期についてはいかがでしょうか。

(委員)

この点については、大学の改革委員会でも色々議論がなされていると伺っておりますので、この場で決めずにもう少し検討してもよろしいかと思います。

1点だけ確認ですが、中期計画との連動性は皆さんの認識にもあると思いますが、最初の任期にせよ継続的な任期にせよ、中期計画は6年区切りなので、計画の初めと終わりに全く重なってしまう任期の設定は、計画の検討に全く関与しないままに新しい体制が始ま

ることも考えられますので、その点について大学ではどのようなイメージを持たれているでしょうか。

(委員)

中期計画の6年間でどのように考えるかは難しいところです。国立大学法人でやろうとしていることは、4年目に自己点検評価を行い、5年目に6年間の実績評価をし、6年目には次の計画に反映させる作業を行い、7年目に新しい計画と運営費交付金でスタートするということです。実績評価を6年間が終わらないうちにできるかどうかは議論があるところですが、仮の評価をしておき、6年目が非常に悪ければ加減をするということで、非常に難しいですが工夫をしています。中期目標期間と学長の任期については、学長が途中で欠けた場合は状況が変わることにもなりますので、ある程度の連動性を考える必要はありますが、きちとした対応は出来ないという感じはあります。

(議長)

これにつきましては、もう少し時間をかけて議論をしていきたいと思います。

(委員)

資料5頁の定款記載例にある附則の書き方ですと、法人の申出に基づきという文言を受けてしまう形になるので、文書の整理が必要かと思いますがいかがでしょうか。

(事務局)

附則については、任期の特例について述べているところですし、現時点ではあくまで記載例となります。

理事会について

組織・運営専門部会の部会長から資料3に基づき、「理事会に関する主な検討項目」について説明した。

(議長)

部会長から「理事会」に関して、今後(仮称)を外すこと、また、「審議事項」について説明がありましたが、御意見・御質問はございませんか。

(委員)

これまで文言も含めてしっかり検討してきたと伺っていますし、先行法人を見ても内容的に過不足がないようなので、部会の検討結果でよろしいと思います。

(議長)

理事会不設置というのがありますが、どういうことでしょうか。

(事務局)

公立大学法人では理事会は設置を義務づけておりません。先行法人で理事会が設置されていないところであっても、理事長や副理事長、理事とで協議する場は持っており、形として理事会の名称を使っておらず、定款に記載していないだけです。

(委員)

理事会の設置について、地方独立行政法人法では特に規定されていませんが、国立大学法人法では規定されているということの違い、法律の趣旨はどういうものでしょうか。

(事務局)

国立大学法人の場合は、国で法律を作りそれに即したシステムを作り上げていますが、公立大学の場合は、金銭的な絡みもありますので、設置の有無を法律で縛ることなく地方の判断にまかせている、といった違いはあります。

(委員)

独立行政法人が出来る背景には、理事長の判断や意思決定が大事ということがあって、理事長責任というのが本来の形です。ただし、国立大学法人法を設計する際には、それではちょっと、ということで理事会を設けることになったもので、地方独立行政法人法が、元々の

趣旨に沿っているものと思います。

(議長)

それでは、『理事会について今後は(仮称)を外し、「理事会」とする』、『審議事項については、「法人化基本方針」に記載の審議事項とする』ことで決めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(委員一同)

異議なし。

経営審議会について

組織・運営専門部会の部会長から資料4に基づき、「経営審議会に関する主な検討項目」について説明した。

(議長)

部会長から「経営審議会」に関して、今後(仮称)を外すこと、また、「委員の定数」等について説明がありました。

はじめに、「委員の定数」、「構成」及び「学外者の参画」について、御意見・御質問はございませんか。

(委員)

専門部会の検討結果では、委員の定数が10人以内で、学外者を委員総数の1/2としていているということは、理事の数が5人以内ですから、理事は選抜されることになるのですか。

(部会長)

そうなります。理事全員とは想定していません。

(委員)

会議の開催頻度はどれくらいになりますか。

(事務局)

先行法人では、初年度は審議する事項が多いので4回位、2年目以降は年2回程度となっているところがあります。

(委員)

経営審議会は議決機関ではないので、最終的には理事会の決議になるでしょうが、理事会と別な議論が出た場合の調整はどうするのでしょうか。

(事務局)

最終的な決定は理事会の議決を経て理事長が行うこととなりますので、経営・教育研究各審議会に議題として提案するものを一度理事会で審議して、各審議会での意見を踏まえて、修正があれば再度理事会で審議するといったスタイルをとっているところもあります。

(委員)

時系列に考えた場合、最初は理事会として方向性を決め、そこで議論したものを各審議会にかけ、審議会で質問等があるものについて再度理事会に戻すという形を取ることです。あくまで理事会が先行して、その後に審議会が開かれるという趣旨で良いですね。

(事務局)

そのように理解しております。さきほど、理事会で審議する事項を御承認いただきましたが、中期目標・中期計画の関係や予算など審議する事項は重なっている部分がほとんどで、二重に審議することになりますが、委員の1/2を学外者にするということは、外部からの意見を聞くという意味があります。審議会に決定権はありませんが、そうした意見を参考にして法人運営をしていくということになります。

(委員)

そうした考え方でいくと、理事長が指名する理事をあえて経営審議会に入れるということは、理事会で決定をした理事が入っていくことになるので、おかしな結果になりませんか。

(事務局)

経営審議会の全員が理事会のメンバーではなく、1/2以上は学外者となりますので、おかしな結果にはならないと思います。全くの諮問機関で大学を全く知らない方に審議をお願いする訳ではなく、あくまで法人経営に関する審議となります。

(委員)

経営審議会には、全く学内者を入れるべきではないという感じがしています。外部の方だけで構成して、理事会で審議したことを外部の目から見て適正かどうかを判断してもらうことが審議会の意義ではないでしょうか。

(事務局)

1/2の学外者を入れることで、外部の意見も述べる場を設けています。全て外部の方だけでということになりますと、学外の諮問機関のようになってしまいます。理事会が法的に義務づけられていないのに対し、審議会は法的に義務づけられている機関ですので、理事会がなければ各審議会で議論した意見を踏まえて理事長が1人で決定することになります。

(委員)

理事会を設置していなければそれでも良いですが、理事会を設置している訳ですから、審議会として何を決めるのですか。決定権もなく、自由な討論をしてもらうのであれば、学内者が入らなくても良いのではないかとことです。

(委員)

経営審議会を設けることは、法人の経営について外部の意見を反映させることであり、学外者と学内者による構成ということも基本的には良いと思います。ただし、委員の人数が10人というのは気になりました。今の宮城大学運営協議会は学長の諮問機関として、全て外部の方で構成され、12人です。今の運営協議会の実質的なところを考えると、会議開催の日程調整がものすごく大変で、それでも12人のうち8人位での開催になります。経営審議会が、年2回の開催であっても、学内者5人、学外者5人とすれば、出席するのは学内者5人に対し、学外者3人ということにもなりかねません。総人数の問題になるのか、学外者の比率を1/2から2/3にすれば良いのか、せつかく設けるのであれば、外部の方の意見を反映させられる体制とすべきだと思います。そういう意味では10人というのが非常に気になり、これでは今よりも外部の意見を聞かなくなるという可能性があります。

(事務局)

経営審議会の構成員としては、理事長、副理事長は法定で入れなければならないですし、「法人化基本方針」にある、理事長が指名する理事又は職員というのを1人とすれば、残りの7人を学外者とする事も考えられます。いずれにせよ、外部の方が出席できるか出来ないかの懸念は同じことではないかと思えます。

(委員)

中期目標や予算等の審議をする際には、担当理事の参加も必要となってきます。とすると学内者が4、5人は必要となりますので、委嘱の経費がそれほどかかるわけでもないことを考えますと、10人を12人とするだけでも外部の意見を反映する観点からは一考だと思います。今後まだ検討の余地があるのであれば、定款には人数は書かない。理事の人数は必ず書かなければなりません、各審議会については必ずしも書かなくても良いのではないのでしょうか。

(委員)

審議事項を見ると、年4回の審議では済まないのではないのでしょうか。機動的に行えて、委員を集められないという事情があるならば、重要な事項を審議するという縛りをつけないといけないのではないのでしょうか。この規定では舌足らずです。

(委員)

審議会は重要事項を審議する機関と法律に記載されており、軽微のものまでを審議する機関ではありません。基本的には、予算や決算の審議は必ずありますから年に1、2回は開催する必要がありますが、組織を大幅に変更するようなことが毎年何回も繰り返されるような

ことは大学運営上あり得ません。大学運営の根幹に関わることを，理事会のみでなく広く意見を聞いて法人運営をしていくための機関と考えます。

(事務局)

地方独立行政法人法第77条で，経営審議会は経営に関する重要事項を審議する機関と規定されています。ですから，定款には法に基づく記載だけにしておき，細部については経営審議会の規程を設けて，どういう項目・細目を審議するかは，法人で決めていった良いと思います。

(委員)

経営審議会に付すかどうかの判断を理事長が行うとすれば，「経営審議会は次に掲げる事項のうち，理事長が重要と認める事項について審議する」などと記載すれば良いのではないのでしょうか。このままの規定では，全ての事項について審議会で審議しなければならない感じもします。

(議長)

審議事項については，他県の事例をもう少し掘り下げて，実際やっているところではどういう風になっているのかを調べてみることでどうでしょうか。条文上の規定のテクニックもあると思いますが，「重要な・・・」などといった細かい点を入れるかどうかについても検討していただければと思います。また，委員の人数や構成についても，時間的に許されるのであれば，本日の御意見を踏まえて研究してみてもどうでしょうか。

なお，『経営審議会について今後は(仮称)を外し，「経営審議会」とする』こととします。

次に「任期及び再任の可否」についてはいかがでしょうか。

(委員)

理事を委員にする場合は，任期付きの固定メンバーで，案件毎にメンバーを入れ替える訳ではないでしょうから，最初から経営に関する理事は入れるようにしていただくと，そこでも人数の調整が必要になってくると思います。

(議長)

他に御意見がなければ，『任期2年，再任可とする』こと。ただし，役員である委員の任期は役員の任期，職員である委員の任期は在職の期間とすることで，よろしいでしょうか。

(委員一同)

異議なし。

教育研究審議会について

組織・運営専門部会の部会長から資料5に基づき，「教育研究審議会に関する主な検討項目」について説明した。

(議長)

部会長から「教育研究審議会」に関して，今後(仮称)を外すこと，また，「委員の定数」等について説明がありました。

はじめに，「委員の定数」，「構成」及び「学外者の参画」について，御意見・御質問はございませんか。

(委員)

法人化すると教育公務員特例法から外れることとなりますので，具体的には教員の採用部分など学則の改正にまで踏み込むことになるのでしょうか。

(部会長)

学則体系は，学校教育法・地方公務員法・教育公務員特例法などを受けていますので，当然改正に手をつけざるを得なくなります。

(委員)

学則を改正するとなれば，教授会の役割分担について，現行と違ってくることも考えられ

るのでしょうか。教育研究審議会の審議事項につながってくることと考えられ、まずは学則をしっかりとしておく必要があるのではないかと思います。

(事務局)

「法人化基本方針」にあります「法人の基本的な規則」というのが、今ある学校教育法上の学則にあたり、新たに作成することになります。また、教授会は学校教育法上の組織であり、教授会と教育研究審議会の審議事項の関連については、部会長から説明したとおりになります。

(委員)

両者間の調整を取っているということで良いでしょうか。

(事務局)

よろしいです。昨年度の推進会議ではその辺も含めて議論して調整を取っております。ただし、細かい点につきましては、これからの作業となります。

(委員)

教育公務員特例法から外れることになる一番のポイントは、懲戒権の問題をどうするかであり、教員の選考方法についても検討が必要になってきます。また、経営審議会は定款に人数を記載し、教育研究審議会は定款には記載しないが、今の説明では20人以内を想定しているということでした。どういうことでしょうか。

(事務局)

専門部会でも色々と議論しましたが、大学内の組織が決まらないと定数も最初からコンクリートすることは出来ないということになりました。教育研究審議会は、大学の自治を尊重して出来ている審議機関ですから、あえて定数は外しております。

(委員)

この結論は、大学にとっては非常にありがたいものです。実は、今考えられる教育組織だけでもちょうど20人で、それ以外に、理事の方や組織の活性化という面から事務職員の方の参画も考えておきまして、それでも何人かの追加が必要になります。

(議長)

学外者の参画については、任命することが出来るということは、自由な裁量があるということですか。また、学外者については、テーマによって入れ替わることもあるのですか。

(事務局)

大学によっては、学外者の参画を何人と規定しているところもありますが、委員の人数を定めておりませんので、学外者の人数までは決めなくても良いのではないかとということで専門部会では検討しております。

また、審議会で任期を縛りますから、テーマによって入れ替わることにはなりません。参考人といった形で入ることは可能かと思えます。

(議長)

それでは、『定数については定款に規定しないで、法人の規程で定めること』、『構成は、『法人化基本方針』に記載の委員構成とすること』、『学外者の参画は、学外者を委員に任命することができること』としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(委員一同)

異議なし。

(議長)

次に、『委員の任期』及び『審議事項』についてですが、これにつきましても、『専門部会での検討結果』でよろしいでしょうか。また、『教育研究審議会について今後は(仮称)は外し、『教育研究審議会』とする』ことよろしいでしょうか。

(委員一同)

異議なし。

学長選考会議について

組織・運営専門部会の部会長から資料6に基づき、「学長選考会議に関する主な検討項目」について説明した。

(議長)

部会長から「学長選考会議」に関して、今後(仮称)を外すこと、また、「委員の構成」、「定数」及び「学外者の参画」について説明がありましたが、御意見・御質問はございませんか。

(委員)

学外者については、経営審議会の話と密接に関係してきますので、そちらの扱いを見ないと確定が出来ないと思います。ただし、先行法人を見て3人位ずつというのが実態であれば、特に宮城大学がそれ以上の人数としなければならないという積極的な理由はないと思います。

(議長)

今の部会長からの説明ですと、両審議会から各々3人ずつ出るということですが、審議会には関係ない人で学外者ということですか。それとも、審議会の中にいる人達から選ぶのでしょうか。

(事務局)

経営審議会と教育研究審議会からそれぞれ同数で3人ずつ選出されることになります。経営審議会は半分以上が学外者になりますので、学外者が入る可能性が高くなります。教育研究審議会は、学外者は参画が出来るという規定ですから入らない可能性もあり、どちらかと言うと、教育研究審議会からの学外者はあまり想定されていません。ですから、学外者の参画を1/2以上にしますと、経営審議会から選出される委員は必ず学外者ということになりますので、率は設けないことにしました。また、学外者の人数については、大学によっては、教育研究審議会からも必ず学外者を入れるといった規定をしているところもありますが、審議会の中で選出していただくという観点から、そこまで規定することはしないで、最低1人は入れてもらうという考え方にしました。学長の選考方法については、別の機会を設けながら議論をしていただくことになるとは思いますが、法人化後に決めているところが多いというのが実態です。学部から候補者を推薦するところ、それぞれの審議会から候補者を推薦するところ、大学によってやり方は違ってきます。

(委員)

学外者の参画を義務化したということは、学外者を入れないと公平な選考が出来ないというマイナスの視点から出るものですか。あえて学外者の参画規定を設ける必要があるかということ。また、選考の決議についてですが、選考会議の議長が誰であるか、会議がもめた時の可否をどうするかという点については、定款への記載は別としても、法人化前に決めておくべきではないかと思えます。学長選考会議は重要な会議だと思えますが、定款記載例では、理事会には定足数の記載があるのに、選考会議の方にはその記載がないといったバランスの問題もあります。

(事務局)

学長選考会議の細かい規定につきましては、設置規程等で決めている大学が多く、定款上記載することはしません。学外者を入れることは、経営審議会から出てくることになると思いますが、経営上、外部からの視点で意見をもらって選考に反映させることも必要ではないかというプラスの視点で考えています。定款は議会の議決を経る必要がありますが、学外の視点はどうなっているのかということは5月の常任委員会の時もありまして、規定できるのであれば書いておいた方が分かりやすいと考えています。

(委員)

先ほどの話にも出ましたように、経営審議会にできるだけ学外者を多く参画させるということになれば、選考会議には自ずと学外者が入ってくることになります。規定しなくても学外者を入れることは可能ですが、参画させるならその旨を書いておいた方が良いでしょう。

(委員)

学外者の参画はよろしいのですが、全体の半数を超えるという規定も考えられるのでしょうか。学外の方が多いと、大学で選出したい方が選ばれなくなるという懸念もあります。

(事務局)

経営審議会の人数とも関連することですが、比率を規定しますと自ずと選出される学外者が決まってしまうこともありますので、あえて規定はしていません。

(委員)

これまでの大学の経緯を踏まえる必要があると思いますし、経営審議会の人数とも連動するので、その点も含めて検討すべきだと思います。

(委員)

両審議会から同数選出するとなると、現実的に学外者の参画を1/2とするのは難しいので、規定の仕方とすれば、専門部会での検討結果のとおりで良いと思います。

(議長)

『両審議会から同数を選出すること』としますが、委員の定数や学外者の比率については経営審議会の委員の人数との連動もありますので、検討するということではどうでしょうか。

また、『学長選考会議について今後は(仮称)は外し、「学長選考会議」とする』ことでよろしいでしょうか。

(委員一同)

異議なし。

業務の範囲について

組織・運営専門部会の部会長から資料7に基づき、「業務の範囲に関する主な検討項目」について説明した。

(議長)

部会長から「業務の範囲」について説明がありましたが、御意見・御質問はございませんか。

(委員)

先行法人も特別な例を除けば全て同じ内容なので、専門部会の検討結果で問題ないと思います。

(議長)

他に御意見がなければ、『業務の範囲については、「法人化基本方針」に記載の範囲とする』ことでよろしいでしょうか。

(委員一同)

異議なし。

出資財産の範囲について

財務・予算専門部会の部会長から資料8に基づき、「出資財産の範囲に関する主な検討項目」について説明した。

(議長)

部会長から「出資財産の範囲」について説明がありましたが、御意見・御質問はございませんか。

(委員)

固定資産は土地・建物だけではないと思いますが、出資するのは土地・建物というところ、その他の資産はどういう扱いになるのでしょうか。また、坪沼農場の件は、境界が定まらない

形で法人化することになるのでしょうか。

(事務局)

土地・建物以外の重要な物品としましても、特に、食産業学部には高額な実験機器があります。そうした物品は出資財産として定款上は記載しませんが、教育研究上必要なものとして無償で譲渡します。

(委員)

無償での譲渡とは、法人の資産管理上は台帳に載せることになるのでしょうか。貸借対照表上の扱い等が分かれば教えていただきたい。

(事務局)

資産としては計上することになります。坪沼農場については、境界をこれから決めていくことにはなりますが、土地の測量を行うのにも測量費が2千数百万円程かかり、現状では予算が取れません。また、面積が広大なため測量を行うにも時間を要することが想定され、日数の関係から定款に記載することができませんので、これについては無償で貸付するという方向になると思います。

なお、この件については、財務・予算部会で再度議論していただくことになります。

(委員)

貸付の場合の使用権限は法人側にあるでしょうが、例えば、山火事等がおきた場合の復旧をどこで行うのかなど、管理についてはどうなるのでしょうか。また、貸付の期間はどの程度になるのでしょうか。

(事務局)

そうした復旧については、県が行うことになります。また、貸付の期間については、県と法人とが協定を結ぶ中で決めていくことになると思います。

(委員)

貸付だと法人としては管理上難しい面もありますが、財政上の措置でそうならざるを得ないということは分かりました。

(議長)

出資財産につきましては、本日は検討経過の報告ということでしたので、具体的な出資財産については、専門部会でさらに検討してください。

その他

(議長)

最後に、これまで確認・整理した事項につきまして、全体を通して、何か御意見・御質問はございませんか。

(委員)

法人の規程につきましては、新しい規程を40ほど作る必要がありますが、全部で100くらいになると思いますが、これまでも1つの規程を作るのに2ヶ月ほどかかっていますので、規程の整備については、鋭意大学側で進めていくことでよろしいでしょうか。

(事務局)

人事・労務部分でも80を超える規程を作る必要がありますが、早めに着手する必要があるとの話になっていました。ただし、実際に推進会議に諮るのは、今年度はスケジュール的に難しいので、来年度に入ってからすぐにでも審議していきたいと思います。その際は、100を超える規程全ての審議は難しいので、審議できるのは主だった項目のみになると思います。

(議長)

それでは、継続して検討することが必要となった項目につきましては、次回の推進会議まで専門部会でしっかりと検討してください。次回は、本日御確認いただいた内容を定款案として見ていただくほか、宮城大学評価委員会についても御審議いただく予定となっておりますので、よろしくお願ひいたします。